

正

許可申請書

(表)

土地区画整理法第76条の規定により、下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

申請行為者 住所 氏名 TEL

(あて先)
八潮市長 大山 忍

Table with 4 columns: 代理人住所氏名, 住所, 氏名, TEL. Rows include: 土地区画整理事業の名称 (草加都市計画事業), 申請行為の場所 (仮換地指定前/後), 申請行為の種類 (1. 土地の形質の変更, 2. 建築物..., 3. 物件の設置...), 申請行為の概要, 土地所有者住所氏名, 土地借地権者住所氏名, 工事着手/完了予定年月日.

Table with 2 columns: 施行者の意見, 施行者. Includes date: 令和 年 月 日 土地区画整理施行者

Table with 6 columns: 施行者, 受付 (年月日), 市町村, 受付(経由) (年月日), 埼玉県・市町村, 許可 (年月日). Includes 許可条件・その他.

注 意 事 項

- 1 点線より下には、記入しないでください。
- 2 代理人申請の場合は、委任状を添付してください。
- 3 申請行為の場所は、仮換地指定前の土地ならば町名地番を、仮換地指定後の土地ならば、指定箇所の街区及び画地番号を各々地積と共に表示してください。
- 4 申請行為の種類は、該当するものに○印をつけてください。
- 5 申請行為の概要は、物件の設置、たい積については、種類、量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、用途、構造、階数、建築面積、延べ面積及び高さ等を明記してください。
なお、地域地区については、都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- 6 土地所有者住所氏名については、必ず記入してください。
申請行為者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有者以外の場合は、土地所有者の使用許諾の押印（実印）をし、その印鑑証明書を添付してください。（係争の場合等で、印をもらうことのできない場合は、その旨別記して提出してください。）
- 7 申請書には、付近見取り図(案内図)、配置図及び平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)を添付してください。ただし、建築物その他の工作物については、さらに立面図(4方向)及び断面詳細図(矩形図)を添付するものとし、土地の形質の変更及び物件の設置たい積については、縦横断面図を添付してください。
- 8 この申請書は、正本(1通)、副本(1通)を八潮市役所区画整理課に提出してください。
- 9 建築基準法に基づく確認を受ける場合は、許可通知書を添付し、確認後、建築行為をしてください。

※ 施行者が上記に掲げる書類以外の提出を求めた場合は、添付してください。

問い合わせ先

八潮市役所都市整備部

区画整理課換地担当

(代表) 048-996-2111 (内) 462

(直通) 048-996-3937

F A X 048-997-7669

副

許可通知書 (表)

申請書及び添付図書に記載の行為は、土地区画整理法第76条の規定により下記条件を付して許可する。

許可番号 第 号
許可年月日 令和 年 月 日
住所
申請行為者 氏名 様

八潮市長 大山 忍 印

条件

代理人住所氏名	住所 氏名 印 級建築士登録 第 号 Tel
土地区画整理事業の名称	草加都市計画事業 土地区画整理事業
申請行為の場所	仮換地指定前 八潮市大字 字 番地 地 m ²
	仮換地指定後 街区 画地 積 m ²
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・改・増築
申請行為の概要及び地域地区	
土地所有者住所氏名及び土地使用承諾印	印
土地借地権者住所氏名	印
着手 工事完了 予定年月日	工事着手 令和 年 月 日 工事完了 令和 年 月 日 予定 予定

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、八潮市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内に、八潮市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において八潮市を代表する者は、八潮市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。